

電子調達システムによる契約手続きについて（物品・役務）

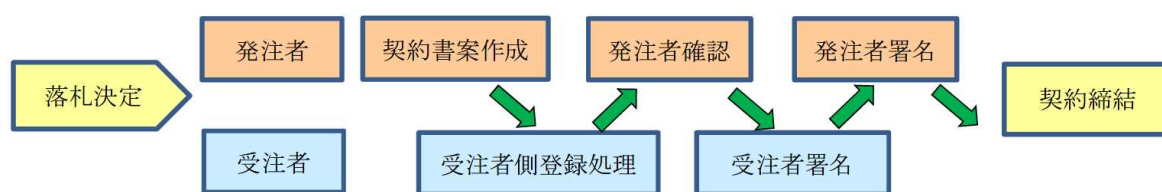
【利用環境】

電子調達システムにより入札手続きを実施されている場合、そのままの利用環境で、電子調達システムによる契約を締結することができます。

【手続きの方法】

手続きの流れは下図のとおりです。契約書案作成などの入力作業は発注者が行い、各作業が完了すると受注者あてにメールが送付されます。

受注者側の具体的な手続きの方法は、政府電子調達（GEPS）サイト内のマニュアルの『契約業務編』（<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/manuals.html>）でご確認ください。



【問い合わせ】

■ システムに関する問い合わせ先、操作方法等についての説明など

- ・ 電子調達システムヘルプデスク
(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA02/OZA0201>)
- ・ GEPS サイト内の FAQ・お問い合わせ
(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA03/OZA0301>)
- ・ 政府電子調達（GEPS）サイト内のマニュアル
(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/manuals.html>)

【その他】

■ 電子契約システムで契約した案件は、電子署名を付されておりますので、押印等の必要はありません。また、収入印紙の貼付も必要ありません。

■ 電子調達システム上で委任を受けることで、代理人または復代理人が電子契約を締結することも可能です。委任の手続きについては、政府電子調達（GEPS）サイト内のマニュアル（<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/manuals.html>）「委任編」をご確認ください。